

主

文

被告人を懲役 2 年に処する。

この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理

由

(罪となるべき事実)

被告人は、弥富市建設部長として、同市が執行する一般競争入札の入札参加資格の審査及び指名競争入札の指名業者の審査等の職務に従事していたもの、Aは、B 会会長として同市発注の建築工事案件に関する受注調整等を行っていたもの、Cは、土木建築請負等を営む株式会社D工務店の代表取締役、Eは、土木建築請負業等を営むF建設株式会社の代表取締役、Gは、土木建築工事業等を営む有限会社H工務店の代表取締役であるが、被告人は、同市が令和 7 年 5 月 2 0 日及び同月 2 2 日に執行した弥富まちなか交流館リニューアル工事の一般競争入札ほか 2 件の入札に関し、前記職務に従事するものとして適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、Aらと共謀の上、同月 1 4 日、東京都千代田区内又はその周辺において、Aに対し、電話で、各入札の秘密事項である予定価格と同額となる設計金額又はこれに近似した金額及び入札参加業者又は指名業者を教示し、Aが、同日頃、滋賀県犬上郡 a 町内等において、Cらに対し、前記金額等をそれぞれ伝達し、よって、同月 2 0 日から同年 6 月 3 日までの間、愛知県弥富市前ケ須町南本田 3 3 5 番地弥富市役所において執行された各入札において、Cらをして、予定価格に近似した金額で株式会社D工務店等に入札させて、各入札に係る工事を落札させ、もって入札等に関する秘密を教示するとともに、偽計を用いて、公の入札等で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用) 省略

(量刑の理由)

被告人は、弥富市建設部長として所管工事に係る入札の公正を守るべき立場にあ

りながら、地元の建設業者らで構成されるB会からの求めに応じ、同市が発注する3件の公共工事の入札に関する設計金額、入札参加業者又は指名業者等といった入札に関する秘密情報を入札前に教示した。適正な入札を行う職務に反したものといわざるを得ず、入札の公正を害する悪質な犯行である。本件における3件の入札では、B会を通じて情報を入手した建設業者らにより、予定価格に非常に近接する価格で落札されたこと、そのうち弥富まちなか交流館リニューアル工事については予定価格が6億円を超える規模のものであったことからすると、入札の公正が害された程度は大きい。動機は、良好な関係を築いていた建設業者らに一定の利益を確保させたいとか、入札が不調になって職場の上司からの評価が下がるのを避けたいなどといったもので、酌むべき点はない。長年にわたって市発注に係る入札に関して秘匿性の高い情報を建設業者側に漏洩し続けるうち本件犯行に及んでいることからすると、その意思決定は厳しい非難に値する。

以上によれば、本件の犯情は悪く、被告人の刑事責任を軽視することはできない。

他方で、被告人が事実を全面的に認めるとともに、市や市民の信頼を損ねてしまったなどと述べて反省の態度を示していること、前科がないこと、自業自得とはいえ相応の社会的制裁を受けたこと等の事情も認められるので、刑の執行を猶予するのが相当と判断した。

令和8年6月23日

名古屋地方裁判所刑事第3部

裁 判 官                      梅                      澤                      利                      昭